声明参加への呼びかけ

五月三日、日本独文学会総会において、私達三名の提案により、「全国諸大学の学園問題にともなう教職員に対する不利益処分について」の会員意見開陳があり、三時間半におよぶ討議の結果、本議題を議案として表決採択し、（有効投票数二五五、賛成一五〇、反対一〇一、白票四）ついで、私達の原案にもとづき学会声明を出すことの可否について表決をおこない、有効投票数二一一票中、賛成八〇、反対一一六、白票一五という結果になりました。ここに私達は右原案に、取扱いの変更にともなう若干の字句の訂正のみをほどこしたものを、学会会員有志の声明とすることをあらためて提案し、当日連絡の不充分であった総会出席者のかたがた、ならびに総会を欠席された全国の会員のかたがたにご案内申し上げることにいたしました。

ご検討のうえで賛同いただけますかたは、左にご署名をお願いいたします。そのさい、匿名を希望されるかたについては、絶対にご意見を尊重いたしますことを念のため申し添えます。なお、今回の声明に賛成されるかた、不賛成のかたを問わず、これに対する忌憚のないご批判・ご意見をお寄せくださいますよう重ねてお願い申しあげます。

一九七〇年五月三日

小川　正巳
野村　修
脇坂　豊

声　明

一昨年来の全国にわたっての大学問題は、目下ひとつの転機をむかえつつある。各大学における固有の問題や特殊事情にもかかわらず、この間に提起され深化されてきた問題の本質は、学園の「正常化」の名目のもとに過去へと葬りさられるべきものでは決してない。

しかし今、これらの諸問題をすすんで身にうけ、学園問題に主体的に関与してきた教職員が「非協力」などの名目で不利益諸処分をうけ、あるいはなんらかの政治的圧力をうけつつあることは、基本的問題の歪曲につながり、かつ基本的人権の侵害にもかかわる重大な危険性を今後に残すものである。

目下進行しつつあるさまざまな形での政治的規制の現状にたいし、憲法の保障する思想・表現の自由、教育研究の真の在りかたに重大な関心をもつ日本独文学会会員有志は、学会総会での真剣な民主的討議を経て右の認識に到達したが、ここにその真意を公けにし、かつ広く世論に訴えるものである。

関係当局におかれては、かかる意味での処分、あるいは規制を絶対におこなわれぬことを、ここに強く要望する。

一九七〇年五月三日

日本独文学会会員有志

（五月四日現在賛成署名者、小川正巳ほか二〇名）

キ……リ……ト……リ……線

右五月三日声明に賛成し、これに署名します。

一九七〇年　　月　　日

氏名

住所

一、氏名を公表してよい。
二、匿名を希望する。
（いずれかに○をおつけください。）

《5月3日の会》への参加をよびかける

大学闘争において提起された問題を，自らうけとめようとするとき，多くのばあいその多様性と複雑さのまえに，私たちは明確な行動様式をうちだしえぬまま，しだいに〈正常化〉に〈収拾〉されざるをえなくなりつつあります。しかし一方では，少数ながらも徹底した闘争をすすめている人びとにたいして — 独文学会々員に関しても，萩原勝氏（岡山大）にたいする停職5ヶ月の処分発令，松下昇氏（神戸大）にたいする教授会の処分方針決定というように — 情況はますます苛酷になっています。ここにはとうぜん他人事ではすませないものがあります。・私たち独文学会員の多くは，各大学教授会の一員として，自らく処分〉に関する権限をもつものであるからです。

5月3日，独文学会総会で，私たちは大学闘争をめぐる教員の不利益処分に関して真剣な討論をかさねました。その結果が別紙の有志声明であります。もちろん声明一枚によって，どう問題が解決するわけでもありません。それゆえこの声明の主旨にそってさらに活動をすすめるべく，5月4日現在の声明署名者を中心にして，《5月3日の会》をつくることにしたいとおもいます。私たちはまず，大学闘争における教員・助手等の活動と，それにたいする処分・抑圧の現況を具体的かつ正確に知る必要を感じています。それゆえこの会は第1に，調査・報告・意見交換のための連絡組織として発足します。そのうえで会員相互の意見を確認しつつ，活動の方向を決定してゆきたいとおもいます。さらにきびしくなるであろう情況に，みずから対処しうる運動・組織をつくりあげるために，多数の方がたが結集されるようよびかけます。

◎下記の二ヶ所に連絡センターをおきます。
（関東）　東京都練馬区貫井 5－12－15　浅野 利昭 方
（関西）　兵庫県尼崎市水堂加茂51　小川 正巳 方（tel 06－428－2359）

◎センターは，月1～2回 通信を発行するほか，連絡事ムその他，活動の媒体となります。

◎会員は，必ずしも独文学会員に限りません。当初の通信費として200円（切手代用可）納入されたかたを会員とします。（申込は，声明署名のばあいと同じく，小川宛にねがいます）。

積極的な問題提起を希望します。　1970年5月29日

五月三日の会通信

号外／一九七〇・五・二六

神戸大闘争（年表）
情況への発言
自主講座について――湯浅部長への書簡
授業粉砕に関する註あるいは叫び
〈教養部教室の落書き事件〉
〈表現〉に対する決定的な反革命を粉砕せよ！
誤解者の失墜
自主講座運動〈総括〉レジュメ　(1)

五月一八日午後、神戸大学講師松下昇氏は、連日「私服」が横行している神戸大学の学内において、学長および教養部長の「了解」のもとに、乱入した機動隊によって逮捕されました。この事実には、大学にかかわる者が見すごすことのできない、重大な問題がふくまれています。

すでに四日付で出されていたという「逮捕状」が、逮捕の根拠としている「事実」は、すべて神戸大学の大学闘争の過程で生じた、学内問題ばかりです。松下氏の行動は、大学の主体性において議論され、継承され、あるいは否定されるべきものではあっても、教授会の秘密審議や警察暴力の介入によって圧殺されるべきものではありません。したがって大学としては当然、警察が松下氏の逮捕を策していることが知られた時点で、ただちに、警察にたいして強く抗議しなければならぬはずでした。ところが神戸大学当局は、抗議しなかったどころか、警察にいそいそと協力したのです。警察の「喚問」に応じて多くの教授が警察署に「出頭」し、松下氏や学生たちにむかっては語らぬことを「供述」しましたし、当局者は、学内逮捕をも「了解」しました。神戸大学の悲惨な頽廃の進行は、とどまるところを知らない、といわなければなりません。

教授会の秘密審議、「広報」の犯罪的文体、警察への「任意」の協力――これらは教授たちの、自己責任を棚あげするための、防衛行動であると同時に、他方、惰性的・習慣的思考では対応しきれない闘争者にたいする、怨恨をひめた攻撃行動でありましょう。こういう教授たちの行動のみにくさは明らかですが、しかし問題は、これにたいする抗議の声が、わたしたちのなかですら、けっしてたかくないことのほうにもあります。

わたしたち自身が、松下氏と並ぶ闘争者ではないことが、わたしたちに、さまざまな方角からの抑制をはたらかせているのでしょうか。しかし、大学闘争をうやむやに消散させ、新しく権力体制をかためようとする権力の志向が、（岡山大学にも見られるように）「処分」や逮捕＝拘束＝起訴というかたちをもとってきている現在、わたしたちは、もういちどわたしたち自身の志向や、連帯の可能性を、考えてみなければならないと思います。以下の資料は、そういう思考の一材料として、あなたに提出されるものです。

神戸大闘争＜年表＞

〔以下は、『神戸大学教養部広報第一八号』掲載の＜年表――「紛糾表面化より授業再開まで＞および『神戸大学広報委員会速報№六三』の＜四・八教授会（教養部）妨害と松下講師ほか四〇名の学生逮捕＞にもとづいて作成したものである。学校当局の資料によるため、語られていない部分が多いことに注意。〕

一九六八年

一・一八　住吉寮自治会と評議会の＜一・二八申し合わせ＞

一二・五　寮生は＜申し合わせ＞を評議！……会が破ったとして、大学事務局と学生部を封鎖

一二・一八　C学生大会。ストライキ可決。

一二・一九　無期限スト突入

一二・二〇　C教授会団交。＜申し合わせ＞の完全実施と評議会団交実現が要求項目。

一九六九年

一・一六　評議会団交

一・一八　C教授会団交

二・一　評議会団交。評議会の自己批判と議事録テープ公開を要求

二・二　松下講師、＜情況＞への発言

二・三　C学生大会。執行部原案を破り、スト実のスト統行案可決

二・六　C自執行部辞任。スト実主体の暫定執行部発足

二・一〇　C教授会団交

三・一～二　日本共産党役員二名にたいする＜監禁＞事件

三・六　右＜事件＞に対する共産党の告訴にもとずき兵庫県警の現場検証、捜索

三・二五　＜大学改革準備委員会＞発足

四・八　教授会団交。入学式中止を要求

五・六　C封鎖、C、D棟へ拡大

六・一四　＜大学立法反対＞のため、＜教授会有志＞神戸市内を＜デモ＞。その後も＜教授会代表＞が＜大学立法反対＞のため＜国会請願＞など＜反対運動＞を行なう。

六・一七　第二課程授業（第二語学のみ）教育会館で開始

六・二八～二九　C教授会団交。＜全学集会＞開催に反対。西村C部長事務取扱、＜学生の暴力＞により＜負傷＞

七・二　C教授会。六・二八～二九団交確認書を追認せず。七・五団交要求をC教授会拒否

七・三　西村C部長辞任

七・九　岡村部長を後任に選出

七・一二　機動隊の暴行にまもられた＜全学集会＞、高倉山造成地で開かる。

七・二四　C教授会、＜大学改革＞＜封鎖解除＞＜授業開始＞についてC学生に＜アンケート＞を求める

八・八　＜全学封鎖解除＞

八・九　C集会（当局による）

八・一一　岡村C部長辞任。後任に湯浅（八・一六選出）

八・一二　全共闘、A棟一時占拠。教職員が＜解除＞

八・二五　C＜学生集会＞。全共闘の＜妨害＞で不成立

九・一　一年生の＜暫定授業＞開始。＜松下講師ら、小林・八木両教授の授業妨害＞。C＜学生大会＞自治会暫定執行部を＜否認＞、＜臨時執行部＞により無期限スト＜解除＞、五日までの＜時限スト＞決議

九・五　C団交。＜臨時執行部＞と＜確認書＞交換。＜時限スト解除＞

九・八　C教授会、＜確認書＞承認

九・一六　＜全面的授業再開＞

九・二四　N四〇一生物実験室を松下講師ら封鎖。即日＜解除＞

一〇・七　学生大会、出席者と委任状で定足数に達し（学生側見解）、八～一〇の三日間のストを決議。当局側見解では大会は規約違反（主催者がC共闘で、自治会＜臨時＞執行部でない）

一〇・七～一〇　連日、正門封鎖、当局側による解除がくりかえされる。C＜広報＞は、八、九日について、封鎖に＜松下教官も協力＞と書いている。

一〇・一七　＜学生大会＞定足数に達せず

一一・八　四三年度後期＜試験＞開始。ただし＜妨害＞で＜ほとんど実施不可能＞。＜松下講師ら＞はE教室を一時間まえから占拠。＜このほか、C四〇一室にはヘルメット学生とともに松下講師が妨害に来て、黒板にチョークで「試験をうけたい諸君、いま感じている怖れとためらいだけが追求に値する」などの板書をした。＞以後＜試験＞中止

一二・二　C部長、松下講師に一〇、一一月の＜欠勤授業時間分の給与の減額実施通告＞

一二・三　松下講師、全共闘、＜教授会に乱入＞、教官を＜軟禁＞

一二・一七　学外逃亡C教授会、定足数に達せず

一二・二七　松下講師ら教室の黒板に＜落書き＞

一九七〇年

一月　松下講師、＜休講＞クラスに諸みとどまった学生たちを中心に＜真昼の自主講座＞を開講

一・七～八　松下講師ら、黒板その他へ＜落書き＞

一・一四　四四年度専門課程＜進学＞例年より三カ月の遅れ＞。教授会進行を＜妨害＞する＜悪質な行為＞。会議室、教官控室に＜落書き＞

一・二五　C教授会開催中、全共闘、会議室ドアを＜破壊＞

一・二九～二・二　＜夜間立入禁止区域＞の諸研究室、教室等に＜何者かが不法侵入＞、＜落書き＞＜破壊＞＜無断宿泊＞など

二・一　学舎修理開始（経費約七八〇万円）

二・一〇　＜松下グループ＞、教授会公開、＜松下処分＞粉砕などを要求して事務室＜乱入＞

二・二五　事務室＜乱入＞。教授会デモ

二・二八～三・一　＜入試＞のため＜立入禁止＞のN棟三〇五研究室で、教職員三、学生一四＜コンパ＞ののち、廊下などに＜落書き＞。B一〇九教室に深夜デモ。黒板、

壁に〈落書き〉。この後も〈告示無視した落書き、はり紙〉が、〈松下グループその他〉により、くりかえし続行される。

三・二　「いわゆる〈闘う自治会〉選挙で選ばれた委員を、教授会は正式交渉相手としないことにした。（正式交渉相手は臨時執行部）」

三・一三　C教授会。執行部は〈松下処分〉へむけての調査委結成の方針を提起、もと〈有志教官〉の抵抗をおしきって採決に移り、沈黙の多数決によって結成を確認

三・二〇　〈松下グループ〉その他、B一〇九で集会

三・二五　C教授会、C全域ロックアウトと機動隊のもとで開かれ、〈多数決〉で、処分調査委を構成する委員の選出方法を、教養部長代理に一任する。（その氏名はおろか人数も、教授会メンバーにすらわからない）この日、〈松下グループ〉と全共闘、A棟入ロドアの〈時価七・五千円〉の硝子、食堂入口の〈時価一・五千円〉の硝子を〈破壊〉

三・三一～四・一　独語松井教授の授業粉砕

四・二　B一〇九で集会

四・八　〈松下講師ら威力業務妨害等により逮捕〉

四・一五　C教授会、〈松下講師にたいする懲戒処分決議〉

五・四　松下講師に〈逮捕状〉出る

五・一八　松下講師、神戸大構内で〈逮捕〉される。

情況への発言

〈神戸大学教養部の全ての構成員諸君〉

〔神戸大学教養部広報第一六号（七〇・二・二）より引用〕

二月一日の団交は評議会が〈寮問題〉に関する解決能力をもっていないことを暴露した。

しかしこれだけをスト続行か中止かの基準にしてはならない。まして〈時間〉が切迫しているからといって〈試験〉のための秩序に復帰してはならない。〈ストライキ〉に入る契機自体よりも一カ月以上にわたるスト持続によって、一切の大学構成員と機構の真の姿が見えはじめ同時に自己とその存在基盤を変革する可能性が生まれていることの方がはるかに重大なのだ。

神戸大学教養部のすべての構成員諸君、このストを媒介として何をどのように変革するのか、それを持続拡大する方法は何かを一人一人表現せよ。

少くともこの実現の第一歩が大衆的に確認されるまでは私は旧大学秩序の維持に役立つ労働（授業、試験等）を放棄する。

この問題提起に何らかの共有性を発見する諸君は自己にとっても必然的な方向をつくり出して闘争せよ。

一九六九年二月二日〈六甲空間にて〉

松下　昇

自主講座について
松下講師より湯浅部長への書簡

ビラだけでは判りにくい点もあるかと思いますから、いくらか註と補足をしておきます。何かの会議で活用して下さい。

○自主講座なるものはB一〇九という固定した場所でおこなわれるのではなく、本来、全ての教室で真に闘争の本質を共有する教職員と学生によっておこなわれるべきものです。従って、私が、何人かの学生と、あの部屋でおこなっているという認識を変えていただきたい。

○私たちは、闘争の本質を深化しない、いかなる決定にも従わないという簡単明瞭な原則に従います。これに対し、命令や処分をされることは、ご自由ですが歴史という偉大な審判のことを思えば、いくらか、あなた方が気の毒になります。

○なお、期末試験、授業は、もちろんおこなわれず、そのことによって生じるさまざまな人への迷惑を、むしろ祝福だとすら考えています。

以上

六九・九・一六　　松下　昇

湯浅光朝様

〔神戸大学教養部広報第一六号（七〇・二・二）より引用〕

授業粉砕に関する註あるいは叫び

九月一日から連日展開されている粉砕闘争において私たちの追求に答えることのできたものは、ついに一人も存在しなかった。かれらも、いつかは、自分のうけた不快な迷惑を、祝福と感じるであろう。そして、まだ私たちに出会っていない者たちのために、いくつかの表現をしておく。

旧秩序の中で虫ケラのように生きるときの充足感、授業しつつ討論し改革するときのうしろめたさ。きみたちは、私たちを粉砕しにきた人間だとみなすな。きみたちこそ、何かを決定的に粉砕しつくしたあとで、いま、その空間に存在することを許されているのだから。

バリケード以前のきみの生活過程が、バリケード以後かわっていないとすれば、その度合いだけ、きみは闘争を、きみ自身の闘争を圧殺している。闘争過程できみの犯した罪は、階級社会と人間存在のすべてのテーマにかかわっており、それに無関係な議論や制度の改革は反革命である。

論理的に破産しているにもかかわらず、居直ってくるものたちへの憤激と絶望。しかし、そのむこうに、はじめて本質的な粉砕闘争

が必要になってくる。もっとも身近な関係にあるものたちと、不可視の血を流しあう残酷さにくらべると、きみが頼りにしている魂も童話の登場人物にみえる。

あらゆる創意と大胆さを持続させて私たちは、きみたちの前に現われるだろう。そうだ、持続こそ、私たちときみたちをつなぐ唯一の橋なのである。また私たちと新しい、解放された世界をつなぐ唯一つの橋なのである。たとえ肉体が倒れても、この橋は不滅であり続けるのだ。

もし、きみの心を何か未知なるものが祈りのようにとおりすぎることがあれば、すぐに橋をわたって私たちのところへ来てほしい。どんなにみすぼらしく、たよりなげにみえても、B一〇九を仮りの拠点とする私たちの自主講座運動は、すでにきみを実行委員の一人にかぞえてしまっている。

一九六九年十月一日以後のあらゆる日付けに＜……＞著

＜教養部教室の落書き事件＞

〔神大教養部広報の報告記事〕

昭和四四年一二月二七日（土）、四四年度前期の最後の授業が終った午後十二時半ごろ、教養部の各教室の黒板に白ペンキで大きく落書きをする者があった。内容は誤学粉砕、死せる魂、恥を知れ、などというものであるが、二〇数教室に及ぶ広範囲にわたるもので、黒板一杯に大きな字で書かれているため黒板としてはほとんど使用不可能の状態となった。ちょうどこの頃、白ペンキを持って松下講師とM5森川佳津子が教養部の廊下を歩いているのを数名のものが目撃しており、この二人が書いたものと思われる。

また、年が明けた一月七日午後四時ごろ上記二名を含む五名（J20藤井伸夫、他男女各一名）がやはり白ペンキで二七日に書き残した部屋を落書きしてまわった。また翌八日も松下講師と森川がB一〇八教室に落書きをした。なお松下講師は、一月一四日の教授会に一年ぶりで出席した際、落書きを認める発言を行なっている。これら落書きはたっぷりとペンキをぬりたくっているため、書いた直後でも消すためにシンナー半びんは充分必要とし、それでも完全には消しえなかった。時間を経過すれば更に消し難くなり、シンナー中毒、シンナーによる皮膚障害などを考えると、素人による消去作業はとても無理であると思う。この作業を業者にさせる場合、業者の見積り額は八四万五千円、補修不可能の場合二三九万円を要するという報告があった。なお落書きの内容は下記の通りである。

四四年一二月二七日（松下講師、森川佳津子）

B一〇九　この空間は……

一〇四　真のことばを！

一〇六　＜屋＞

二〇三　＜死＞を詩へ

二〇八　授業に使用するなインポリ（政的不能）教授会解体

二〇九　闘いは今始った

三〇二　きみは何者？

三〇四　＜全共闘＞

四〇一　なぜここにいるのだ

四〇四　NON

M二〇一　単位粉砕

二〇三　ラクガキこそ

三〇二　虫ケラと化すな

化学実験室入口　バカ学

B一〇三　恥を知れ

一〇五　＜一〇九＞へ

一〇八　＜　＞B一〇九↓

三〇一　ここで学ぶのは罪だ

三〇三　この空間の＜死＞

三〇五　恥を知れ

四〇三　ニャロメ

四〇六　しけん（し）囚

二〇二　一九六九年に君は死んだ！

三〇一　誤学粉砕

三〇三　死せる魂

四五年一月七日（松下講師、森川、藤井、他男女各一名の学生）

B二〇一　ここで英語めいたものをやるのはエイゴウの罪だ

二〇二　＜物＞置き場

三〇六　消すなこのココオ

C二〇一　バカ学粉砕

三〇一　永続闘争の運動量いまここで全てに

四〇一　大学をアルコール漬けにして標本箱に入れよ

五〇一　＜〇＞点を全てに

（教卓）痴学用机、（教卓正面）×

一月八日（松下、森川）

B一〇八　＜＜＜＜＜＜＜＜何をかく＞

〔神戸大学教養部広報第一六号（七〇・二・二）より引用〕

＜表現＞に対する決定的な反革命を粉砕せよ！

授業に出ている教官、学生諸君。いま黒板を埋めている白ペンキの表現をどのように受けとめるか？　これは、単なるラクガキではない。〔……〕

きみは、バリケード解除後の空間へ、だれの力に頼って現れたか？　黒板に、だれが、どのような文字を書くのか、それは一体、何のためか……。

このような疑問を、永続的につきつける自主講座運動の一つの応用として白ペンキの表現がなされたのである。

従って、ラクガキに関する全ての既成概念が変革されねばならない。つまり、隠れて、批判、中傷する表現とは正反対に、公然と、書いた意味と空間性を、いつまでも持続しうる、最も原初的な表現

という風に。

〔……〕

いま、きみの眼の前に広がる〈ラクガキ〉を媒介にして、闘争の原点をみすえ、〈きみ〉の、いま、すぐ、展開すべき方針を提起し、実行せよ！

一九七〇年一月二十一日

自主講座運動実行委員会

誤解者の失墜

一九七〇・二・九　松下　昇

いま最も必要な仕事だとはいえないにしても、私は〈敵〉たちの論理を粉砕しておかなければならない。自らの〈盲〉目性に気付かぬまま、手に余る対〈象〉を反革命的に扱うものたち、神戸大学教養部広報十六号にある〈松下〉批判の文章は、その劣悪さにおいて群を抜いている。

その詳細な反批判は別のビラで展開するが、ここでは、私に対する批判軸であり、かつ私にとっても主要な追求テーマであるところの〈闘争方針の連続性〉について述べよう。私の批判者は、私が昨年以来、闘争方針を変更したかのように（意識的に?）誤解している。

現在とっている私の方針が、昨年二月二日の〈情況への発言〉の深化、応用であることは、あの発言の部分をみれば明らかである。

「……この〈スト〉を媒介にして何をどのように変革するのか、について一人一人表現せよ。〈少くとも〉この実現の第一歩が大衆的に確認されるまで、〈私〉は旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働（授業、しけんなど）を放棄する……」。

私の方針が、〈旧大学秩序〉を粉砕する根底的な表現運動を要求しており、そのためには、たんなる放棄（何もしない）ではなく、あらゆる創造的な戦術が、原則の展開のためにも必要なことは、言うまでもない。私の〈敵〉たちの批判は、私の方針の水準に追いつけない焦りから生じた悲鳴にすぎないのである。

私は闘争とか造反を自己目的とした人間ではなく（この点を誤解すれば、私を批判することはおろか、断片的理解さえ不可能である）、闘争から引きだしたテーマ総体を支え続けようとする人間の感覚からすれば、〈敵〉たちの水準で論じるのは、いくらか辛いけれども、昨年十二月以来の私の〈戦術〉について、その根拠をあえて付記しておく。

a　私の〈戦術〉に対する全ての誤解を逆用しうるほど、私の原点が確固たるものになったこと。

b　論理的正当性を物理的に貫徹しうる力量を全共闘（私を含む）が、いまはもっていないこと。

c　採点における脇坂・森倣方式、授業における助手共闘方式の統一の可能性。

d　〈○点〉、〈休講宣言〉が、みかけの姿と正反対に巨大なテーマを生み出しうること。

e　なしくずし的に屈服する者（とくに、もと闘争者）に対するかれらの屈服のかたちをたどる深いところでの訣別。

f　視える者には視える……真の共闘者を発見するため。

自主講座運動〈総括〉レジュメ (1)

一九七〇・二・一八　松下　昇

a　段階を〈私〉の軌跡として把握すると……

1　潜在的段階　—六八・一二（大学から最も遠いという自覚）

2　散発的段階　六九・一—六九・四（情況と存在の対等の衝突を志向）

3　持続的段階　六九・五—六九・八（b参照）

4　変革的段階　六九・九—六九・一二（c参照）

5　……的段階　七〇・一—

b　第三期の原則

1　闘争の補完ではなく、闘争の本質的表現としての運動をめざす。

2　結集した空間において各人のもつ問題そのものが〈講師〉である。

3　情勢の変化にかかわらず、旧秩序（意識構造をふくむ）に復帰しない。

4　教官・学生以外の参加を追求する。（安易な外部との結合としてでなく。）

5　参加の仕方における分業の止揚。闘争の全過程を支える方法。

6　全ての表現の根拠の変革。真の共闘とは？

c　第四期の方針

1　授業再開実力粉砕

2　創造的な〈バリケード〉の形成

3　闘争が生んだ全てのテーマの階級的追求

4　自己がになうものとしての全共闘運動の創出（全共闘概念の転倒）

5　闘争圧殺者への永続的報復（一行の詩）

6　……（各人が自分のことばを発見し、実現せよ）

d　第五期の問題

A　表現の階級性（主として二—三期のテーマ）

B　表現の空間性（主として三—四期のテーマ）

C　表現の連続性（主として四—五期のテーマ）

重層的・ラセン状に出現

〔……〕

（テーマと運動の統一的展開）